

「帰国・外国人児童生徒等」に対する教育の機会均等に資する 著作権法改正に向けた意見

2014年9月10日

立命館大学 DAISY 研究会代表・立命館大学教授 小澤 亘
りてらこや新潟代表 佐々木 香織
日本デジタル教科書学会・監事 井上 芳郎(*)

(*)日本デジタル教科書学会としてではなく、個人の見解を示したものです。

文化審議会著作権分科会では、「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約(仮称)」の批准に向け、検討が開始されるとのことです。その機会に併せ、グローバル化の中で日本社会が直面する「帰国・外国人児童生徒等」に対する教育機会均等の実現という課題解決に資する著作権法の改正という観点についても重要検討項目に加えていただきたく、宜しく願いいたします。

グローバル化が進む中で増大する帰国児童生徒、外国人児童生徒、日系人児童生徒等は、その不十分な日本語能力のために、学校での学習活動において大きな困難を抱え、日本社会への適応障害に苦しんでいます。

文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(2012年度)」によると、特別支援教育も含めた初中等教育課程に在籍する日本語教育を必要とする児童生徒の総数は、27,000余名にのぼるとされています。

本年4月1日から、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平26文科省令第2号)」及び「学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別的教育課程について定める件(平26文科省告示第1号)」が施行され、こうした児童生徒に対する日本語教育課程が見直されました。しかしながら、こうした児童生徒が学校教育で使用する一般教科の教科書・教材については十分な手立てが講じられていません。

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(教科書バリアフリー法)」では、その第一条で「障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資する」ことを謳っています(傍点筆者)。こうした立法精神に依拠して、「帰国・外国人児童生徒等」についても、アクセシブルなデジタル教科書を提供し、十分な教育を受けることができるよう、現行著作権法を改正することは、グローバル化が進行する日本社会において、必要な課題であると考えます。

具体的には、現行著作権法第三十三条の二に規定する「視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒」とい

う規定を、「視覚障害、発達障害その他の事由により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒」と改訂することにより、「帰国・外国人児童生徒等」が、この法文に含むと判断できるよう改正する必要があると考えます（傍点筆者）。

また、現行著作権法の**施行規則及び施行令**において、著作権法第三十三条の二の規定が、「帰国・外国人児童生徒等」を含むものと併せて明示するとともに、第三十七条に規定する「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」、第三十七条の二に規定する「聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者」についても、「帰国・外国人児童生徒等」を含むものと明示する必要があると考えます（注）。

これらの改正により、「帰国・外国人児童生徒等」も、よりアクセシビリティの高い（母語テキストや「やさしい日本語」での説明なども音声付きで付加された）マルチメディア版デジター教科書などのデジタル教科書を活用することが可能となり、まさに「障害その他の特性の有無にかかわらず」、日本国内に在住している全ての児童生徒の教育の機会均等に向けて大きく前進できるものと考えます。

（注）第 37 条第 3 項の運用については、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」が、権利者団体側の理解も得たうえで、国公私立大学図書館協力委員会、（社）全国学校図書館協議会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、（社）日本図書館協会によって申し合わされています。そこでは、「活字をそのままの大きさでは読めない」「活字を長時間集中して読むことができない」「目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない」「その他、原本をそのままの形では利用できない」など、具体的な事例が列挙され、可能な限り多くの読み書き困難者に対する図書へのアクセシビリティの配慮が追求されています。日本語読解の困難さゆえに、教科書が読めず、学校適応や学習遅延で苦しむ「帰国・外国人児童生徒等」が、こうした範疇に含まれると考える機関も少しずつではありますが増えています。グローバル化に対応した**力強い日本社会を創造**するために、著作権法改正によって、こうした流れを力づけることは、今後の日本の将来にとって重要な政策であると考えます。

以上